



2019年5月24日

各位

会社名 三菱食品株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森山 透
 (コード:7451、東証第一部)
 問合せ先 I R 室長 松原 孝彦
 (TEL. 03-3767-5204)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月24日開催予定の2018年度定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2018年1月5日に当社webサイト等にてお知らせしました「本社移転の計画に関するお知らせ」のとおり、東京都大田区と東京都江東区に分散している本社機能を集約することによって、より一層の業務の効率化を図ることができますので、多様化する社会に対応した柔軟な働き方を可能とする環境整備の一環として、本社を移転することといたしました。

かかる移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を、東京都大田区から東京都文京区に変更するものであります。なお、本変更は2020年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則に新設することといたします。

併せて、移転後の本社ビルでコンビニエンスストアの経営を予定しておりますので、現行定款第2条（目的）に定める事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (省略) (新設) <u>(8)～(15)</u> (省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (現行どおり) <u>(8)コンビニエンスストアの経営</u> <u>(9)～(16)</u> (現行第8号～第15号のとおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。 附則 <u>第3条に係る変更は、2020年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2019年6月24日(月) 予定
 定款変更の効力発生日 : 2019年6月24日(月) 予定

以上

(添付資料)

・「本社移転の計画に関するお知らせ」(2018年1月5日当社webサイト掲載文)

本社移転の計画に関するお知らせ

三菱食品株式会社は、東京都大田区と江東区に分散する本社機能を集約し、より一層の業務の効率化を図り、多様化する社会に対応した柔軟な働き方を可能とする環境整備の一環として、2020年5月を目処に、本社を東京都文京区小石川に移転することといたしましたので、お知らせいたします。

【移転概要】

1. 現在地及び移転先

現在地： 東京都大田区平和島6丁目1番1号（東京流通センター）
東京都江東区豊洲4丁目11番7号（豊洲事務所）

移転先： 東京都文京区小石川1丁目100番(地番)
春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合が建設中の南街区 SA 棟 11F~17F
(2020年3月末 部分竣工予定)

2. 移転時期 2020年5月（予定）

3. 交通 東京メトロ 南北線・丸ノ内線 「後樂園」駅直結 都営地下鉄 大江戸線・三田線 「春日」駅直結

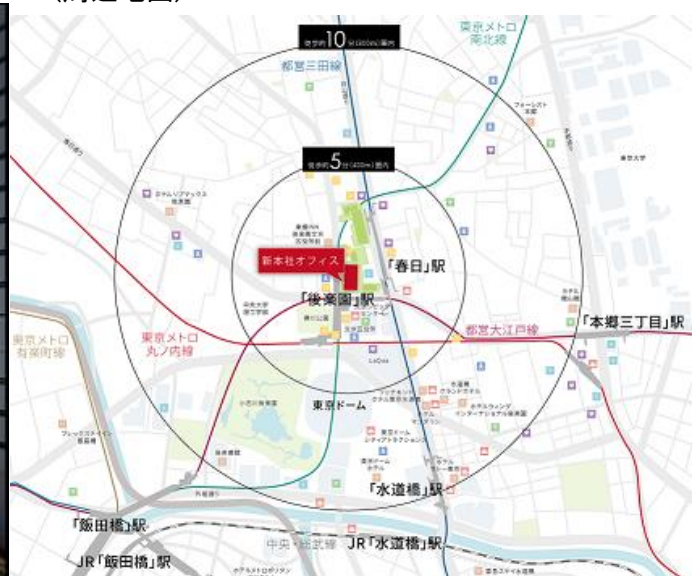
4. その他 詳細が決定した際には、改めてお知らせする予定です。

以上

(外観イメージ図)



(周辺地図)



(出典：春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合)

※画像はイメージです。今後の行政協議、設計変更等により変更となる可能性があります。